

中小企業の経営者の方は必見！

消費税インボイス制度対策セミナー

2021年10月より事業所登録が開始しています！

2023年10月より消費税の仕入税額控除の方式として導入される「インボイス制度（適格請求書保存方式）」。インボイス（適格請求書）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この発行事業者になるためには事前に税務署への登録手続きが必要です。そのため課税事業者だけでなく、免税事業者の方も対応しないと今の取引先との取引が停止する恐れがあり、今後を見据えた対応が必要です。

池田町商工会では、事業者の皆様がインボイス制度に円滑に対応できるよう、講習会を開催いたしますので、是非この機会にご参加ください。

日時

令和4年6月24日（金）

第1部 免税事業者向け 14時～16時

第2部 課税事業者向け 19時～21時

会場

池田町商工会館

講師

税理士法人NEXT 税理士 田中 健一 氏

定員

各20名（受講料無料）

内容

- インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは
- 消費税の基礎知識
- インボイス制度の影響と対策
- 適格請求書発行事業者の登録について
- 事業者が注意すべきこと・準備しておくこと

申込み・お問い合わせ

池田町商工会 岐阜県揖斐郡池田町六之井1480-1

TEL：0585-45-8000 FAX：0585-45-8186

※この事業は、町と県の補助を受け実施しています

消費税インボイス制度対策セミナー受講申込書 【FAX:0585-45-8186】

事業所名		T E L	
住所		F A X	
氏名		希望セミナー	第1部・第2部

ご記入いただいた個人情報は、本セミナーの目的以外で使用することはありません。